

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

- 1 歴史資源活用推進業務（歴史・文化資産活用促進業務）（文化振興課）【業務委託登録
廃止】
- 2 予防接種に関する業務
 - (1) 予防接種業務（健康づくり推進課）【業務登録変更】
 - (2) 予防接種業務（新型コロナウイルスワクチン接種業務）（健康づくり推進課）【外部
提供登録】
- 3 補助金等支給業務（上越市飲食店等時短要請協力金給付事業運営業務）（産業政策課）
【業務委託登録】

個人情報取扱業務委託登録の廃止（報告）

課 名 文化振興課

業務の名称	歴史資源活用推進業務（歴史・文化資産活用促進業務）
委託の相手先の名称	一般社団法人 雁木のまち再生
廃止年月日	令和2年6月30日
廃止する理由	業務委託が終了したため
個人情報の回収 ・ 廃棄方法	イベント参加者の個人情報の統計処理後に廃棄済み。

【予防接種業務の業務登録変更及び外部提供登録について】

新型コロナウイルスワクチン接種を進めるに当たり、県の大規模接種センターにおいて事業所単位で接種を受ける職域接種が始まり、事業者から収集した接種対象者の情報を県へ外部提供を行った。その後、迅速な接種を進めるため、市が行う集団接種の対象であった人のうち、希望者は大規模接種センターで接種できることになったことから当該希望者の情報を県へ外部提供を行った。また、接種後には、当日の健康状態等が記載された予診票を県から収集していることから、業務登録変更及び外部提供登録をするもの

予防接種業務の変更について

- 1 業務の名称 予防接種業務
- 2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、世帯員コード、印影、国籍、続柄、人的関係、出生、在留資格、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、DV被害状況、虐待状況、出産予定日、助成等審査の要件となっている個人情報、仮放免情報、接種券番号	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、世帯員コード、印影、国籍、続柄、人的関係、出生、在留資格、勤務先、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、DV被害状況、虐待状況、出産予定日、助成等審査の要件となっている個人情報、仮放免情報、接種券番号
収集の方法	<ul style="list-style-type: none"> ■本人 ■本人以外 <ul style="list-style-type: none"> ■法令等(根拠条項:番号法別表第1の10の項) ■本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 ■その他(市民課、住民基本台帳、税務課、福祉課、高齢者支援課、国保年金課、保育課、こども課、一般社団法人上越医師会、医療機関、介護保険施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■本人 ■本人以外 <ul style="list-style-type: none"> ■法令等(根拠条項:番号法別表第1の10の項) ■本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 ■その他(市民課、住民基本台帳、税務課、福祉課、高齢者支援課、国保年金課、保育課、こども課、新潟県、一般社団法人上越医師会、医療機関、事業所、介護保険施設等)

- 3 変更理由

県が設置する大規模接種センターにおける新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に当たり、職域接種の対象となる人の情報を収集するため
- 4 変更期日

令和3年6月30日
- 5 業務の概要
 - (1) 実施目的

感染症のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上を図る。
 - (2) 業務内容

感染症の抗体検査又は予防接種の実施
- 6 報告の理由

新型コロナワクチンの接種は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、早急に必要なことから、人の生命又は身体の保護のため、緊急かつやむを得ず当該業務を行ったもの

目的外利用
 保有個人情報 登録票（報告）
 外部提供

課 名 健康づくり推進課

業務の名称	予防接種業務（新型コロナウイルスワクチン接種業務）	
利用又は提供 する目的	県が実施する大規模接種センターにおけるワクチン接種のため、対象者の情報を県に提供するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、勤務先、接種券番号	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	新潟県
	業務の名称	大規模接種センターの新型コロナウイルス感染症ワクチン接種業務
利用又は提供 する期間	令和3年7月2日から業務終了まで	

予防接種業務の外部提供について

- 1 業務の名称 予防接種業務（新型コロナウイルスワクチン接種業務）
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防し、感染症のまん延の防止を図る。
 - (2) 業務内容
市民等を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種を実施するほか、医療機関による個別接種の実施環境を整える。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、生年月日、勤務先、接種券番号
- 4 利用又は提供できる理由
新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため早急にワクチン接種を進めることは、公益性及び緊急性が高いと考えられるため
- 5 利用又は提供する方法
電子メール
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
大規模接種センターの新型コロナウイルス感染症ワクチン接種業務
 - (2) 業務の概要
職域接種及び大規模接種センターでの接種を希望する市民の接種を行う。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和3年7月2日
- 8 報告の理由
新型コロナワクチンの接種は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、早急に実施する必要があることから、人の生命又は身体の保護のため、緊急かつやむを得ず当該情報を外部提供したもの

個人情報取扱業務委託登録票（報告）

課 名 産業政策課

委託する業務の名称	補助金等支給業務（上越市飲食店等時短要請協力金給付事業運営業務）
委託する相手先	受託者
委託する理由	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、新潟県知事の要請に応じ、時間短縮営業に協力した事業者に対する緊急措置としての給付事業を迅速に実施するため
委託する期間	令和3年9月1日から同年11月30日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、暴力団情報など補助金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	個人情報の漏洩防止、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の搬送及び保管に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、業務従事者の特定及び執務場所のセキュリティ確保、業務終了後の文書及びデータの返還

【補助金等支給業務（上越市飲食店等時短要請協力金給付事業運営業務）の概要について】

新潟県から県内全域に新型コロナウイルス感染症に関する特別警報が発令され、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため9月3日（金）から16日（木）までの間、市内の酒類を提供する飲食店等に対し営業時間の短縮要請がなされた。営業時間短縮の協力要請に全面的に協力した飲食店等に対して協力金が支給されることになり、その業務を市町村が担うことになった。協力金の給付に関する問合せ対応や申請書の受付事務等、必要な業務を迅速に行わなければならない、当該業務について委託により専用のコールセンターを設置したことから、今回報告するもの

補助金等支給業務（上越市飲食店等時短要請協力金給付事業運営業務）の概要について

- 1 業務の名称 補助金等支給業務（上越市飲食店等時短要請協力金給付事業運営業務）
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、新潟県知事の要請に応じ、時間短縮営業に協力した事業者に対して、上越市飲食店等時短要請協力金を給付するため
 - (2) 業務内容
 - ・事業者からの上越市時短要請協力金に関する問合せ対応及び申請の受付、審査等の実施
 - ・飲食店の時間短縮営業の実施状況に関する訪問確認
- 3 取り扱う個人情報の項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、暴力団情報など補助金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報
- 4 委託する期間
令和3年9月1日から同年11月30日まで
- 5 個人情報の提供方法
文書の交付

6 報告の理由

新潟県からの営業時間の短縮要請に協力した飲食店等に協力金を支給する措置が急遽決まったことを受け、速やかに、飲食店からの当該措置に関する問合せに対応すること及び申請書の受付等の業務を行う必要が生じたことから、専用のコールセンターを開設することとなったため、緊急かつやむを得ず業務委託したもの